

責任ある行動を ～人もペットも住み良いまちに～



市内では、多くの家庭で犬や猫をペットとして飼育しています。ペットは飼い主にとって、身近に寄り添い、心を癒してくれる家族の一員であり、かけがえのない存在でもあります。

一方で、不適切な飼育によって、近隣の住む方にとって迷惑な存在となっている場合や、無責任な飼い主がペットを無計画に繁殖させてしまい、飼育ができなくなり、動物虐待につながる事例も発生しています。人とペットが快適に暮らせるよう動物を飼育する際には、責任ある行動をとり、マナーを守りましょう。



犬を飼うときの約束

1 市への登録が必要
 狂犬病予防法に基づき、犬を飼う場合は、市への登録が義務付けられています。犬を飼い始めた日（生後90日以内の犬の場合は90日を経過した日）から30日以内に、市内の動物病院が環境対策グループで申請を行うってください。

なお、飼い主や住所の変更、犬の死亡など、登録内容に変更があった場合にも、届け出が必要です。変更手続きは、市民サービスグループでもすることが出来ますので、忘れずに届け出ましょう。

2 毎年、狂犬病の予防注射を
 飼い主は、飼い犬に毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせなければなら

なりません。動物病院や市が実施している集合注射（年2回開催）により、毎年必ず受けさせてください。

3 散歩のときの注意点
 散歩の際には、袋を持参し、ふんを必ず持ち帰りましょう。飼い犬にはリードを付け、コントロールできるようにしてください。万が一、飼い犬が人をかんだときは、必要に応じて手当てをし、環境対策グループなどに連絡してください。

市は、危険防止のため、野犬掃討を行っています。飼い犬が迷子になったときは、保護されている場合がありますので、環境対策グループや室蘭警察署、室蘭保健所へ保護状況を確認してください。

犬や猫を飼い始める前に
 犬や猫は10年以上生きることがあります。ペットを飼う前に、最後まで愛情と責任をもって飼育し続けることができるか、よく考えましょう。

また、飼育方法を確認しましょう。日常の世話は、餌やりだけではありません。トイレの始末やブラッシングなど、動物ごとに必要な世話が異なりますので、事前に確認をしてください。

猫を飼うときの約束

1 排せつのしつけ
 猫を飼育する場合は、排せつ物の処理は重要です。猫が飼い主の知らない間に屋外のあちこちで排せつをして、近くに住む方の迷惑にならないようあらかじめ決めた室内の専用トイレでふんや尿をするようしつけましょう。

そして、排せつ物の処理はこまめに行い、清潔なトイレの維持に努めることも重要です。

2 室内で飼いましょ
 猫が屋外を自由に行動することで、

交通事故や感染症などの危険性が高くなります。首輪やリボンをつけ、室内飼育に努めましょう。

3 飼い主のいない猫への対応
 飼い主のいない猫への餌やりは、ノミやダニの繁殖、ふん尿による汚染など、近隣の環境悪化の原因となります。飼育していない猫への餌やりはやめてください。

なお、えさを与えていた人が飼い主と見なされ、被害を被った人から損害賠償の請求が認められた判例もあります。

犬や猫は一度に8匹以上産むことがあります



猫などは、飼い主が知らない間に、妊娠し、多くの子を産むことがあるため、1匹の猫を飼っているはずが、出産を繰り返し、多くの猫を飼育しなければならない状況になることもあります。

生まれる子猫や子犬を飼える見込みが無い場合は、自分のため、そしてペットのためにも、避妊や去勢手術を検討しましょう。

▶問い合わせ 環境対策グループ (☎052958)